

令和8年3月1日施行

# 林野火災注意報

## 警報

近年、林野火災が大規模化しています。それらを予防し、または延焼を阻止して被害の拡大を防ぐため、火災予防条例の改正により林野火災注意報・林野火災警報の発令が定められました。

### 林野火災注意報

- ① 「前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下」
  - ② 「前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報」
- ① 又は②いずれかの条件下で「林野火災注意報」が発令されます。
- ・林野火災注意報が発令された場合は、その区域内にいる者には火災予防条例に定める「火の使用の制限」の努力義務が課せられます。
  - ・林野火災警報の前段階で注意を促すもので、罰則はありません。

### 林野火災警報

「林野火災注意報」+「強風注意報」で発令されます。

- ・林野火災警報が発令された場合は、その区域内にいる者には火災予防条例に定める「火の使用の制限」の義務が課せられます。
- ・林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対し、30万円以下の罰金、又は拘留に処すると定められております。



禁止事項（屋外での裸火の使用）



たき火



花火



火入れ



屋外での喫煙



灰の不始末

## 火の使用の制限について

林野火災注意報・警報が発令せれると、以下の「**火の使用の制限**」が課せられます。



- ① 山林、原野において火入れを行わないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び、たき火をしないこと。
- ④ 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火（煙草の吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

## たき火の届出について



火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等、災害が発生した際に被害が拡大するおそれのある行為について、消防署長へ届け出るように定められています。

今回の火災予防条例改正により、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為に「**たき火**」が明確に追加され、「**揚煙届出書**」の届出が令和8年3月1日から必要となります。

（「**揚煙届出書**」については、南会津消防本部ホームページをご覧ください。）

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物（ごみ）の焼却は例外を除き禁止されています。



**注意!!たき火の見分け**



## たき火 (届出の必要があるもの)



※飛び火がある場合はたき火行為になります。

## たき火ではない (届出の必要がない)



玩具花火

(害獣駆除用花火も含む)



バーベキュー

(炭火)



迎え火・送り火

(墓地も含む)

## 運用方法

### 発令期間

乾燥しやすい**1月1日**から**5月31日**が対象期間となります。



### 発令地域

- ・南会津町田島地域、下郷町
- ・南会津町館岩地域
- ・南会津町伊南、南郷地域
- ・只見町
- ・檜枝岐村

**5箇所**に区分して発令されます

**林野火災注意報**・**林野火災警報**の発令は、各市町村の防災行政無線、消防車両の巡回、南会津消防本部ホームページでお知らせいたします。

ご不明な点がございましたら南会津消防本部までご連絡ください



(南会津消防本部ホームページ)

お問合せ：南会津地方広域市町村圏組合消防本部・予防課

TEL:0241-63-3117